

■ 誘導施設 ～拠点・施設別のまとめ～

		行政	商業				医療		福祉			子育て		金融		文化				教育研究			コンベンション	事業			
施設の種類の種類 1 誘導施設(制度に基づく誘導) ●:現在立地している施設の充実 (施設数の増加、機能拡充) ▲:現在立地していない施設を誘導 ■:現在立地している施設の維持 (区域外への立地抑制も含む。) 2 緩やかに立地を支援する施設 △:地域の特性に応じて立地(維持)することが望ましい施設		主要な行政施設	大規模集客施設	大規模小売店舗	食料・日用品店舗	個性的な店舗	二次・三次医療機関	身近な医療機関 (かかりつけ医)	高齢者福祉施設 (介護保険事業計画施設等を除く。)	生きがいの仕組みをつくる施設	障害者支援の拠点施設	子育て支援施設	学生や子どもが集う施設	日銀、その他金融機関の本店機能等	支店、郵便局等	基幹となる博物館、美術館等	基幹となる図書館	情報発信施設	音楽ホール、文化ホール	広域的に学生等が集まる学校 (高等学校等)	大学等の研究機関、まちなかキャンパス	大学および関係機関	コンベンション施設	文化芸術と産業をつなぐ施設	エネルギー高度利用施設	本社機能 (工業系事業所等を除く。)	
都市機能誘導区域	都市中心拠点	中心市街地	●	■	■	△	△	■	△	●	▲		▲	●	●	△	●	●	▲	●	●	▲		●	▲	▲	●
	地域拠点	南松本駅周辺		■	■	△			△	●	▲	●	▲			△				●							
		村井駅周辺			■	△			■	△	●	▲		▲		△				●							
		平田駅周辺			■	△			△	●	▲		▲		△												
		島内駅周辺			■	△			△	●	▲		▲		△				●								
		波田駅周辺			■	△			■	△	●	▲		▲		△			●	●							
		寿台・松原周辺			■	△			△	●	▲		▲		△												
		信州大学周辺			■	△			■	△	●	▲		▲		△			●	●		●					

■誘導すべき主な施設と運用の考え方

機能	誘導すべき主な施設		運用の考え方
行政	主要な行政施設	業務の内容や利用者の視点から誘導区域内に立地することが望ましい、国・県・市の主要な行政施設	地域づくりセンター(支所・出張所、公民館、福祉ひろば)は、誘導施設としない。
商業	大規模集客施設 10,000m ² 以上 建築基準法 別表第2(わ)に記載された建築物	劇場・映画館・演芸場・展示場・生鮮食料品を取扱う店舗	既存施設を維持し、郊外への無秩序な立地を抑制する観点から、誘導施設とする。 地域に根差した商店街や個店は誘導施設とせず、支援施策等により維持・充実を図る。
	大規模小売店舗 1,000m ² 以上 大規模小売店舗立地法第2条第2項	生鮮食料品を取扱う店舗(共同店舗、複合施設等を含む。)	
医療	二次・三次医療機関	一般的な入院医療(二次医療)や高度・専門的な医療(三次医療)を提供する医療機関	既存施設を維持し、郊外への無秩序な立地を抑制する観点から、誘導施設とする。 身近な医療機関(かかりつけ医)は、地域に密着した継続的かつ包括的な医療の基本と位置付けていることから誘導施設としない(信州保健医療総合計画)。
福祉	高齢者福祉施設(介護保険事業計画施設等を除く。)	介護保険事業計画外の有料老人ホーム(住宅型) サービス付き高齢者向け住宅	高齢者福祉施設(介護保険事業計画施設等)は、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように整備するため、誘導施設としない(松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画)。 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する機関として配置するため、誘導施設としない。 障害者相談支援センターは、「松本市障害者計画」に基づき、松本圏域の拠点(なんぷくプラザ)を維持する。
	生きがいの仕組みをつくる施設	多世代交流施設など	
	障害者支援の拠点施設	障害者相談支援センター	
子育て	子育て支援施設	市域全体を対象とする、子育て相談や子育て支援等の拠点施設	保育園、幼稚園、認定こども園、こどもプラザ、児童館・児童センター、放課後児童クラブ等は、地域に根差して支援する方針であり、誘導施設としない。(松本市子ども・子育て支援事業計画)
	学生や子どもが集う施設	まちなか学習施設など	
金融	金融機関の本店機能等 日本銀行法 銀行法第4条 信用金庫法第4条 労働金庫法第6条 農林中央金庫法 株式会社商工組合中央金庫法 株式会社日本政策金融金庫法	日本銀行松本支店 その他金融機関の本店や営業本部 都市銀行等の全国展開する金融機関の支店など	窓口機能の統廃合が行われる場合は、誘導区域内への立地を誘導する。 県内に本店を置く金融機関の支店や郵便局は、誘導施設としない。 工業団地に立地する企業等を主な顧客とし、都市中心拠点・地域拠点に立地が馴染まない支店は誘導対象としない。

機能	誘導すべき主な施設		運用の考え方
文化	基幹となる博物館、美術館等 博物館法第2条第1項 博物館法第29条	市立博物館 市立美術館	松本まると博物館構想に基づき、市全域を活動範囲とし、各所に点在するその他の博物館は誘導施設としない。
	基幹となる図書館 図書館法第2条第1項	市立中央図書館	地域に整備された分館(分館網)は誘導施設としない。
	情報発信施設	観光や生活、まちづくりの情報発信拠点	
	音楽ホール、文化ホール	まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール、松本市波田文化センターアクトホール、長野県松本文化会館	
教育 研究	広域的に学生等が集まる学校 学校教育法第1条	私立小中学校 高等学校 中等教育学校 特殊支援学校 大学 大学等の研究機関やまちなかキャンパス	居住する区域によって学校の指定(通学区)を行う小学校や中学校は、誘導施設としない。
コンベンション	コンベンション施設	会議施設(100名以上収容できる会議室を有する。)	
事業	文化芸術と産業をつなぐ施設	文化芸術の創造性を生かし、地域や産業の活性化につなげる施設	
	エネルギー高度利用施設	コージェネレーションシステム等を導入した施設(民生分野)	
	本社機能	企画・マーケティング関連、クリエイティブ関連(TV、広告、雑誌、WEB等)、IT・ソフトウェア関連、研究・開発・設計関連等、企業間や大学との協働によりイノベーションを生み出す可能性の高い産業の本社機能を有する施設	工業施設と一体となった本社機能は誘導対象としない。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 施設の役割等に照らし、区域外に立地することが計画の支障にならないと判断した場合は、調整や勧告の対象としない。 建築物等の建築に当たっては、建築基準法を始めとする関係法令の制限等が適用されることから、都市機能誘導区域内において全ての誘導施設を建築できることを表すものではない。 		